THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋(Ⅷ)

(2010年7月公表)

^{*(}European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0610-01	金融商品の公正価値	3
EECS/0610-02	金融商品の開示	5
EECS/0610-03	資産と負債の分類	7
EECS/0610-04	無形資産の減損テスト	9
EECS/0610-05	無形資産の減損	11
EECS/0610-06	無形資産	13
EECS/0610-07	収益認識	15
EECS/0610-08	売上債権の減損	17
EECS/0610-09	金融商品の開示-流動性リスク	19
EECS/0610-10	一株当たり利益	20
EECS/0610-11	関連当事者の開示	22
EECS/0610-12	損益計算書の表示	23
EECS/0610-13	資産の減損	25

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2010年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。 本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。 番号: EECS/0610-01 金融商品の公正価値

事業年度: 2008年12月31日

論点の分野:金融商品の公正価値 関連する基準書: IAS 第 39 号

執行決定日: 2009 年 11 月 17 日

発行者の会計処理についての記述

2008年の年次財務諸表において、発行者である銀行は、A社の株価を規制市場での公表取引価格より約50%高く評価していた。その株式は発行者の3つの大口顧客への貸出金に対する実質的な担保として保有されていた。貸借対照表日において、それらの貸出金についての減損の明らかな証拠があった。結果として、発行者は投資銀行に対してその株式を売却する交渉を開始することを承認した。

発行者は A 社の株式が、正常な取引活動がないことを前提に、活発な市場で取引はなされていなかったと考えた。更に、発行済株式の 90%が 3 つの異なる金融機関で担保として保有されていた。発行者によれば、投資銀行は相場価格より 50%高い価格で売却できると予想していた。この価格は、(拘束されていない) 潜在的な買い手からの可能な買呼値の提示に基づいていた。この情報は市場で公表されておらず、割引キャッシュ・フロー法など様々な企業価値評価技法により補強されていた。

この情報によると、発行者は公表価格よりも 50%高く担保価値を評価しており、発行者の 2008 年年次財務諸表の減損損失は、IAS 第 39 号第 63 項に基づく損失額よりも約 12 百万 ユーロ少なく認識されていた。

執行決定

執行者は、株式が活発な市場で取引されていたと考えた。従って、IAS 第 39 号 AG 第 71 項に準拠して、相場価格で株式は評価されなければならない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号 AG 第 71 項では、相場価格が下記の場合には、株式は活発な市場で取引されている:

- 1. 価格が、取引所、ディーラー、ブローカーもしくは業界団体、価格決定機関又は規制当局から容易にかつ定期的に入手可能である場合
- 2. 独立第三者間の取引条件で、活発な市場で価格が公表されているものであること

本事案においては、株式は規制市場において取引されていたため、株価は容易に入手可能であった。財務報告期間の取引活動のレビューでは、取引は取引日全体の 98%で行われており、そのうちの 62%の日で 1,000 株以上の取引があった。更に、執行者は自発的な買い手と売り手による第三者間の取引条件で成立しなかった取引であろうことを示す情報を見出せなかった。

執行者は株式が活発な市場で取引されていたと考えたため、発行者による追加的な情報(可能な買呼値の指標及び割引キャッシュ・フロー法などの様々な企業価値評価技法)を考慮しなかった。

番号: EECS/0610-02 金融商品の開示

事業年度:2008年12月31日 論点の分野:金融商品の開示

関連する基準書: IFRS 第7号、IAS 第39号

執行決定日: 2009 年 9 月 2 日

発行者の会計処理についての記述

発行者の主な活動は、ノンリコースローンを継続的に発行し、調達した資金を社債や貸付金に投融資することである。

2008年の年次財務諸表の注記は、金融商品の公正価値の決定が公表市場価格なのか、あるいはディーラーから提示された価格かどうかについての明瞭性が欠けており、見積りにより信頼性をもって決定されたものとして開示されていた。注記においては公正価値の性質についての追加的な開示がなく、公正価値が活発な市場における市場価格に基づくのか、価値評価技法に基づくものなのかが不明確であった。さらに、財務諸表で認識される、公正価値が著しく変動する場合に合理的に起こり得る仮定の変動を明確に開示していなかった。

執行決定

執行者は、発行者が IFRS 第7号第27項に規定する金融商品の公正価値の決定の根拠を 適切に開示していないと考えた。また、執行者は、その財務報告が、一つ又は複数の仮定 の合理的に起こり得る変化が損益計算書で認識される公正価値に著しい変動を与えるかど うかを、利用者に理解させるための充分な開示を含んでいないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 48 項、第 48 項 A、AG 第 69 項から AG 第 82 項は、金融資産又は金融負債の公正価値を、信頼性ある測定をもって決定するように規定している。IAS 第 39 号 AG 第 72 項では、「保有している資産又は発行予定の負債の適切な市場相場価格とは、通常現在の買呼値であり、取得予定の資産又は負債残高については、売呼値である」と定めている。

IFRS第7号第27項(a)は、金融資産と金融負債の公正価値を算定する際に適用した方法、及び評価技法が用いられる場合にはその仮定を開示することを企業に対して要求している。 IFRS 第7号27項(c)は、財務諸表で認識又は開示される公正価値が、同一の金融商品(すなわち、当該金融商品を変更やリパッケージなしで)の観察可能な現在の市場取引による価格に裏付けられていない仮定に基づき、かつ、利用できる観察可能な市場データに基づかない評価技法を全体的又は部分的に用いて算定されているかどうかについての開示を求めて

いる。

財務諸表で認識されている公正価値について、一つ又は複数の合理的に起こり得る代替的な仮定を変更すると公正価値が著しく変動する場合、企業はその事実を述べ、かつ、それらの変動の影響を開示しなければならない。

発行者は、金融資産及び金融負債の公正価値はアレンジャーから提供され、市場データに基づくか、もしくは純資産法、割引キャッシュ・フロー法、市場で観察可能な価格が存在する同様の商品との比較及び評価モデルを用いるなど、その他の価値評価技法を用いた価値に基づくものだと説明した。更に、発行者は提供された公正価値はアレンジャーから提供された価格であり、経営陣は使用された価値評価技法に用いられた仮定に対して影響を及ぼしてはおらず、経営陣からは独立した価値評価に依拠したとしていた。

発行者は、異なる手法や仮定を用いると、公正価値の異なる測定値が導き出されることを認めており、公正価値の見積りは、不確実性と、例えば利率やボラティリティー、信用スプレッド、倒産確率や見積りキャッシュ・フローといった重要な判断要素を含んでいて、主観的な性質があったことを認めた。

番号: EECS/0610-03 資産と負債の分類

事業年度:2008年6月30日 論点の分野:資産と負債の分類 関連する基準書:IAS第1号 執行決定日:2009年4月2日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、主な活動がアジアの取引所に上場する株式及び負債のポートフォリオへの投資であるクローズドエンド型のファンドである。このファンドの投資目的は、証券への投資によるキャピタルゲインの獲得にある。この投資ファンドの運用者のレポートでは、当該ファンドが短期的な売買ポジションに関与する意思はないことが示されていた。

貸借対照表では、全ての資産及び負債が流動項目として分類されていた。

執行決定

発行者の全ての資産及び負債を流動項目とすることは、IAS 第1号の詳細な規定に準拠していないものと考えられた。

執行決定の根拠

IAS 第1号第60項では、流動性をもとにした表示が、信頼性のある、より目的適合的な情報を提供することとなる場合を除き、第66項から第76項に従って、財政状態計算書で流動資産と非流動資産、流動負債と非流動負債を別々の区分として表示しなければならないと規定している。

IAS 第1号第61項では、どちらの表示方法を採用したとしても、企業は次の2つが混在する各資産及び負債の表示項目ごとに、12カ月より後に回収又は決済される予定の金額を開示しなければならないと規定している。

- (a)報告期間後12カ月以内に回収又は決済される予定の金額、及び
- (b)報告期間後12カ月より後に回収又は決済される予定の金額

IAS 第1号第66項では、企業は以下の場合には資産を流動資産に分類しなければならないとしている。

- (a)正常営業循環期間において、当該資産を実現させる予定であるか又は販売若しくは消費することを意図している場合
- (b)主として売買目的で当該資産を保有している場合
- (c)報告期間後12カ月以内に、当該資産を実現させる予定である場合

(d)当該資産が現金又は現金同等物(IAS 第7号に定義)である場合。ただし当該資産を 交換すること又は負債を決済するために使用することが、報告期間後少なくとも 12 カ月 にわたり制限されている場合を除く。

企業は、その他の全ての資産を非流動資産として分類しなければならず、それには有形、 無形並びに長期性の金融資産を含む。

発行者は、経営陣が以下の事実に照らして、流動/非流動の表示の適用を選択したと説明 した。

- 投資が(市場参加者により)認知された取引市場で取引され、1年内に現金化される
- 投資が売買目的で購入されていない;かつ
- 投資ポートフォリオの77%超が1年以上前に購入されていた

執行者は、発行者が行った分類の方法、そして、その結果として、投資を流動資産とする表示が適切であること、又はそれが IAS 第 1 号第 66 項及び第 67 項の文脈において正当化されること、並びに発行者の説明のいずれにも同意しなかった。

番号: EECS/0610-04 無形資産の減損テスト

事業年度: 2007年12月31日/年度財務諸表

論点の分野:無形資産の減損テスト

関連する基準書: IAS 第 36 号 執行決定日: 2008 年 11 月 6 日

発行者の会計処理についての記述

2007年12月31日現在、発行者の総資産の53%が、主に自己創設の無形資産であった。 これは、発行者の収益の100%を生成するデータベースにかかる取得原価及び製造原価の資産化額から構成されていた。

発行者は情報データベースを全世界及び国内でアクセス可能なように構築していた。その情報は、国内ではよりきめ細かく利用可能であり、特定の顧客の仕様に合うように手直しされていた。

特定の領域においてより高水準の能力にすべく、情報を統合するために発生した原価は 資産化された。その情報を同水準に維持するために発生した費用は、損益計算書において 費用化された。

発行者の会計方針の注記では、無形資産は取得原価で評価されると記述されている。発行者は、そのデータベースが耐用年数を確定できないものであり、減損テストされる際に毎年再考されるものと考えている。財務諸表の注記では、下記を含む見積将来キャッシュ・フローを利用して、発行者が使用価値を決定すると記述されている。

- 維持費用
- データを使用に適する水準にするための資本的支出
- 上記のキャッシュ・アウトフローの結果、期待される収入の増加

執行決定

IAS 第 36 号 44 項では、使用価値計算のための将来キャッシュ・フローは、資産の現在の状態において見積らなければならないと定めている。執行者は、減損テスト目的の発行者によるキャッシュ・フローの決定は、この規定に準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 36 項第 44 項は、使用価値の測定に当たり、将来キャッシュ・フローは資産の現在の状態において見積らなければならないと定めている。将来キャッシュ・フローの見積りは、次の項目から発生すると予測されるイン・フロー又はアウト・フローを含めてはな

らない:

- (a)企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング
- (b)当該資産の機能を改善又は拡張するもの

発行者が使用価値の決定に使用した(予測)キャッシュ・フローにおいては、データベースの機能改善のために発生すると予測される支出、及びそれらの改善の結果予測されるキャッシュ・イン・フローが含まれている。そのため、その(予測)キャッシュ・フローは資産の現在の状態における見積りではないと執行者は結論を下した。

番号: EECS/0610-05 無形資産の減損

事業年度:2008年1月31日

論点の分野:無形資産の減損に関する開示

関連する基準書: IAS 第 36 号 執行決定日: 2008 年 1 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者はオンラインゲームに特化した開発業者である。2008年12月31日現在、発行者の総資産の37%が主に、ゲームと関連技術の開発費を資産化した自己創設無形資産で構成されていた。その無形資産は発行者の収益の100%を生成していた。

2つの資金生成単位(CGU1とCGU2)が自己創設無形資産の90%を含んでいる。発行者は、その期連結純損失を計上し、この2つの資金生成単位の減損損失は、その期の税引前損失の63%、総原価の29%であったと報告していた。

減損損失の認識に至った事象と状況は財務諸表において開示されず、それぞれの資金生成単位で認識された損失額も開示されなかった。

CGU1の損失認識に至った事象と状況は市場では周知の事実となっていたが、CGU2の 損失認識に至った事象と状況は、市場では認識されていなかった。実際、損失の一部が市 場では成功と予測されている CGU2ー開発中の無形資産ーからであったことが表示されて いなかった。

執行決定

執行者は、発行者が、減損損失の認識に至った事象及び状況を開示せず、2 つの資金生成単位に帰結する(損失)金額も別個に開示していないことから、IAS 第 36 号第 130 項(a)又は(d)(ii)の開示規定のどちらにも準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

公表された財務諸表から、キャッシュ・フローが多数のユーザーからの課金収入に多くを依拠しているため、経営者が予想するユーザーの開拓は、将来キャッシュ・フローと回収可能価額を見積る際に最も重要な要因であるという事実に、執行者は注目した。また、発行者の財務諸表の注記では減損損失はまとめられており、回収可能価額は文章で説明されていたため、利用者はCGU1の(将来の)予想課金ユーザー数が当初予想より低かった結果だと考えた。更に、発行者は、経営者の報告書においてCGU1のユーザー開拓が予想よりも進まなかったという説明をしていた。

これらの開示にもかかわらず、執行者は、この事象に関する基準が規定する、目的適合的な情報が提供されなかったと考えた。

番号: EECS/0610-06 無形資産

事業年度: 2008年6月30日

論点の分野:無形資産

関連する基準書:IAS 第 38 号 執行決定日:2008 年 12 月 15 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、プロサッカークラブである。2008 年 6 月 30 日に終了するその財務諸表において、大部分が登録及び代理人手数料で構成される獲得した選手の登録権を、重要な無形資産として計上し、契約期間にわたり定額法で償却していた。

代理人手数料はサッカービジネスでは一般的である。選手が当該クラブへ移籍するか選手の契約が延長されると選手の代理人へクラブから支払われる。発行者は、これは選手の契約費用に直接帰属するものであるため、当該手数料が無形資産として認識される規準に合致していると考えた。

執行決定

執行者は、発行者の会計処理を受け入れた。

執行決定の根拠

移籍において支払われる代理人手数料

IAS 第 38 号第 27 項では、「個別に取得された無形資産の原価は:(a)輸入関税や返還されない購入税を含み、値引きやリベートを控除後の購入価格であり、(b)意図する利用のために資産を準備するために直接起因する原価を含んでいる。」と規定されている。IAS 第 38 号第 28 項では、直接配分可能な原価は、「当該資産を作業環境に適応させることから直接生じる専門家報酬」を含んでいると例示している。執行者は、サッカービジネスにおいては、代理人手数料が、資産を使用可能な状態にするために発生するプロフェッショナル費用であることに同意した。

契約が延長される際に支払われる代理人手数料

IAS 第 38 号第 68 項(a)では、「認識規準(第 18 項から第 67 項参照)を満たす無形資産の取得原価の一部を構成する支出に合致しない限り、無形項目に関する支出は、その発生時に費用として認識しなければならない」と規定されている。IAS 第 38 号第 18 項では更に、「無形資産としてある項目を認識するには、企業は、その項目が次の双方に合致することを立証する必要がある」と記述している。

a) 無形資産の定義;及び

b) 認識規準

この定めは、無形資産を取得するか又は無形資産を内部で生成するための、当初生じた原価及びその後の追加、取替え又はサービスのために生じた原価に対して適用される。

執行者は、選手の契約延長の為に支払われた代理人手数料は、選手の登録権のサービスのために発生した原価(無形資産)であるとする考えに同意した。

番号: EECS/0610-07 収益認識

事業年度:2009年12月31日

論点の分野:収益認識

関連する基準書: IAS 第 18 号 執行決定日: 2009 年 4 月 10 日

発行者の会計処理についての記述

2004年に発行者は、以下の特徴のあるオンラインビデオゲームを提供した:

- ーゲームをするためには、オンラインゲームの初期パックを購入し毎月の登録が必要である;
- オンライン登録をしないと、ゲームはできない;
- -初期パックは、当初1か月の無料登録期間付きで販売される。初期パックの価格は、1 月分の登録費用と同じである;
- これは「マルチプレーヤー」ゲームであり、発行者は世界中にいるユーザーが相互にゲームができるように、IT の容量を維持する黙示的な義務を負っている。
- -ユーザーは、拡張パックを買うこともできる。拡張パックは初期パックよりも値段が高く、初期の無料登録期間は含んでいない。これは、ユーザーに初期パックでは利用できない新たなオプション(新しいキャラクター、新しい戦場、追加の屋外会場、ランキング対戦など)を提供する。拡張パックの購入にかかわらず、毎月の登録費用は同じである。新たな拡張パックは、新たなユーザーを生みだすことになる。発行者は、従来のユーザーに再登録をするようにも働きかけている:
- -拡張パックを使うためには、初期パックが必要になる;

このゲームのライセンス契約では、発行者がオンラインゲームの維持について法的な義務を負っていないことを明確に規定している。しかし、発行者が商業上の成功を収めていることを考えると、発行者がゲームを中止すること又は IT サポートを継続しないことは経済的な合理性がない。発行者は非常に効率的なアドオンポリシー(拡張パックを広めること)を開発しており、ゲームのインターフェース(接続)を定期的に改善している。

2008 年 9 月 30 日までは、ゲームの販売は 3 つの異なる取引として分割処理され、以下のように収益は認識されていた:

- -初期パックの販売は、ユーザーの購入時に収益認識される;
- -拡張パックの販売は、ユーザーの購入時に収益認識される:
- -毎月のオンラインによる登録は、登録期間にわたり定額が収益認識される;

そのゲームは、2004年以降大変成功しており、世界中に11百万人以上のユーザーが

いる。発行者は2008年10月に第2次拡張パックを提供した。

その統計によると、多くのユーザーは、登録後平均 10 ヶ月間利用する。実際には、初期パックを買うのみか、1ヶ月間だけ登録するユーザーはいなかった。

これら上記の事実から、発行者は当初の分析を再考した。現実には、そのゲームの異なった要素は相互に結合しており、拡張パックと毎月の登録を 2 つに分割した取引とするのは、販売の実態を反映していないと考えた。実際、拡張パックの販売による商業的な影響は、ユーザーによる毎月の登録と関連付けないと理解し難いものであった。ゆえに、販売におけるこれらの要素は、IAS 第 18 号第 13 項に従って、一体化したものとして考慮されなければならなかった。

従って、2008 年 9 月 30 日現在、発行者は収益に関する会計方針を変更し、他社と同様に、拡張パックの販売を 10 カ月間にわたって収益を認識することとした。会計方針の変更は、IAS 第 8 号に従い遡及して適用された。

執行決定

執行者は、発行者の会計処理を受け入れた。

執行決定の根拠

IAS 第 18 号は常に、それぞれの取引について別個に収益認識規準が適用されることを規定している。しかし、第 13 項では、ある条件の下で、その経済的実質が一連の取引として考えないと理解できないような複数の取引が行われる時、その複数の取引を一体として認識規準を適用すると規定している。

執行者は、この規定に従って、拡張パックの販売と毎月の登録は結合して処理されなければならないとする発行者の主張を認めた。(更に、拡張パックの販売を別個の取引として収益を認識することは、発行者が平均 10 ヶ月間にわたりサービスを維持し開発するという黙示的な義務があることを正確に反映しないであろう。)

執行者は、発行者の新しい会計処理が、販売に関して信頼性があり、より目的適合的な情報を提供するであろうということに同意した。従って、この会計処理は、会計方針の変更と遡及適用に関する IAS 第8号第14項(b)の規準に合致している。

番号: EECS/0610-08 売上債権の減損

事業年度: 2008年12月31日

論点の分野:金融商品、売上債権及び仕入債務、減損

関連する基準書: IAS 第 39 号 執行決定日: 2009 年 12 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

発行者の 2008 年の財務諸表の注記において、債権は当初公正価値で認識され、減損による貸倒引当金を控除し、実効利子率法による償却原価で認識されたと開示されていた。 貸倒引当金は繰越帳簿価額と、当初の見積利子率で割引いた将来キャッシュ・フローの 見積額による現在価値との差額により計算される。

2008 年 12 月 31 日現在、発行者グループ及び発行者の売上債権及びその他の債権で 170 日から 1,031 日までの支払期限を超過した債権は、以下の通りである。

グループ

社名	滞留額	支払限度超過日	インボイスの支払期限(日数)
A社	42,270	394	60/90
B社	324,690	450	60
C社	34,110	245	15
D社	20,000	170	60
E社	15,680	452	60/90
F社	99,000	256	15
合計	533,750		

発行者

関連当事者ではない企業からのグループの売上債権及びその他の債権:

社名	滞留額	支払限度超過日	インボイスの支払期限(日数)
A 社~F 社	533,750		
	(上記参照)		
発行者の子	11,865,000	1,031	30/60
会社H社			
総合計	12,400,750		

発行者は、全ての債権の回収が完全にできると予想していたため、当該債権を当初の 見積利子率で割引いた将来キャッシュ・フローの見積額で現在価値を見積っていなかっ た。

債権の最大かつ最長の延滞額は、発行者の流動資産の繰越帳簿価額の40%、持分の60% を占めていた。

しかしながら、発行者は、2008 年 12 月の財務諸表では、関連当事者ではない企業からの債権 535,750 の減損を認識しており、それはグループの流動資産の 2%、持分の 14% となっていた。

執行決定

執行者は、この会計処理は、債権の測定に関する様々な IAS 第 39 号の規定に準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 58 項では、企業は、報告期間の末日ごとに、金融資産又は金融負債のグループが減損している客観的証拠があるかどうかを検討することを定めている。同号第 59 項(b)では、そのような証拠としては、例えば利息又は元本の支払不履行又は遅延などの契約違反を含むものと明記されている。

執行者は、IAS 第 39 号 (2005 年) 第 59 項(b)の規定によれば、170 日から 1,031 日の債権の支払遅延という事実は、その売上債権が減損している客観的な証拠であると考えた。 ゆえに、IAS 第 39 号第 63 項に従って、発行者は見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割引いた現在価値を測定し、基準で定められたとおりに差額を損失として、損益計算書上に認識しなければならなかったが、実際はそうしていなかった。

発行者は、子会社である H 社に対する多額の滞留債権に関しては、流動性の危機からもたらされた不確実性があり、当初の見積利子率で割引将来キャッシュ・フローの現在価値を、信頼性をもって測定することができないと主張した。また、子会社 H 社は不動産市場を覆う不確実性から、本格的で長期的なキャッシュ・フローの見通しを立てらず、また、その事業が金融機関により継続的に資金の提供を受けられるかどうか疑問があったことから、測定を実行しなかったという説明をした。

発行者による説明は受け入れられず、執行者は上記の IAS 第39号の規定に準拠していないと結論を下した。

番号: EECS/0610-09 金融商品の開示-流動性リスク

事業年度: 2008年3月31日

論点の分野:金融商品の開示-流動性リスク

関連する基準書:IFRS 第 7 号 執行決定日:2009 年 8 月 25 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、ファンドの運用会社であり、IAS 第 39 号で会計処理され、公正価値で測定される投資のポートフォリオを保有している。発行者は、2008 年 3 月 31 日に終了する決算では、投資ポートフォリオを公正価値で再評価した。特定のヘッジファンドは、ヘッジファンドマネージャーから発行された純資産評価を基にして評価されていた。

発行者は、ファンドからの償還予想額は、キャッシュ・フローのモニタリングにおいて 考慮されていたことを確認していた。しかし、発行者とファンドマネージャーとの間の協 議では、償還可能時期を特定することは社外秘とされていたため、これらの償還について の流動性リスクの開示はなされていなかった。

執行決定

執行者は、発行者の流動性リスクの開示は、企業の主要な経営幹部に対して内部的に提供される情報を基礎とする、定量的データの要約を開示することを要求する IFRS 第7号第34項(a)の規定に従っていないと考えた。

執行決定の根拠

提供された情報では、流動性リスクの理解には重要となる、コミットメントの利用残額 が省略されていた。そのため、流動性リスクの開示において、発行者のポジションの分析 が不完全であり、執行者はその開示に懸念を示していた。

執行者は、社外秘などの守秘義務があったとしても、IFRS 第7号において免除規定はないことに留意していた。結果的に、基準第34項に従うためには、企業の主要な経営幹部に内部的に提供された定量的データの要約を基礎として、資金の償還予想時期に基づくコミットメントが存在するという事実を、流動性リスクの項目において開示しなければならなかった。

番号: EECS/0610-10 一株当たり利益

事業年度:2006年12月31日

論点の分野:一株当たり利益、加重平均発行済株式の計算

関連する基準書: IAS 第 33 号 執行決定日: 2008 年 12 月 10 日

発行者の会計処理についての記述

発行者が 2006 年 3 月に設立された際は、発行者の全株式 50 万株が、上場会社 A 社により保有されていた。発行者は、親会社 A 社から分割された資産を購入したその年の 6 月 29 日までは営業をしていなかった。関連するその国の法規制によれば、分割とはある会社 (譲渡人)の資産及び負債を、新設の会社もしく既存の会社 (譲受人)に、譲受人の株式を対価として移転することである。A 社から分割された資産を取得することにより、発行者は、新株式 1,450 万株及び 6,000 万株の 2 つのトランシェ (部分)を発行した。

A 社は発行者の株式 1,500 万株を全世界に向けた公募により売り出し、分割後の 2006 年 6 月 30 日に発行者は上場した。分割は持分プーリング法で会計処理された。2006 年 12 月 31 日に終了する事業年度においては、財務諸表は A 社の取得(帳簿)価額で記録されていて、その期間を通じて、発行者は A 社とは別個の会社であるかのように表示をしていた。損益計算書は、2006 年 12 月 31 日までの期間の全ての収益と費用を含んでいる。

発行者の 2006 年度決算では、一株当たり利益は、当期の損失を発行済普通株式の加重 平均残高で除すことにより計算された。発行済株式の加重平均残高は 7,500 万株と計算 され、報告期間の平均ではなく、2006 年 12 月 31 日現在の発行済株式であった。

2006年の年次報告書では、分割が行われた時に適用された会計原則や、一株当たり利益計算のための発行済株式平均残高の決定に用いられた方法は開示されていなかった。

執行決定

執行者は、発行者の分割に関する会計処理を受け入れ、一株当たり利益の計算は IAS 第 33 号の規定に従っていると考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 33 号の原則は、利益とその利益を生み出した資本は整合しなければならないということを示している。; それは通常、一株当たり利益計算のための発行済株式数を調整することによってなされる。

通常、株式は、対価が受け取り可能になった日から加重平均株式数に算入される(第21項)。もし、対価の受け取りがないか、例えば、株式分割のように発行済普通株式数は変化するが資産は対応して変化しない場合は、発行済株式数の変動は、その事象が表示されている最も早い期の期首に行われたかのようにする(第27-28項)。

第 22 項では、企業結合において移転される対価の一部として発行された普通株式は、 取得日から加重平均株式数に算入される。これは、取得企業はその包括利益計算書に被 取得企業の純損益を取得の日から含めるからである。

IAS 第 33 号では、持分プーリング法を適用した企業結合の会計処理における一株当たり利益については議論していない。持分プーリング法を適用した場合は、被取得企業の最も早い期の期首からの利益が含まれており、株式発行に関する取引が期首から行われたかのように取り扱うとする IAS 第 33 号の基本的な原則に従っている。

従って、執行者は、A 社から分割された資産の取得に関連して発行された株式は、会社の 2006 年 1 月 1 日からの加重平均株式数の計算に適切に含まれていたということを受け入れた。

番号: EECS/0610-11 関連当事者の開示

事業年度:2008年12月31日 論点の分野:関連当事者の開示 関連する基準書:IAS第24号 執行決定日:2009年5月20日

発行者の会計処理についての記述

発行者の 2008 年度財務諸表における、取締役会を構成する主要な経営幹部との関連当事者の注記は、年次報告書における取締役報酬の詳細な報告箇所への参照に留まっていた。 取締役報酬の報告は、年次報告書の一部を構成していたが、財務諸表外であり、監査の対象外であった。また、IAS 第 24 号第 16 項に規定する情報もいくつか省略されていた。

執行決定

執行者は、連結財務諸表にその情報が示されておらず、監査の対象となっていないこと、及び第16項に規定する情報をいくつか省略したことから、発行者がIAS第24号の規定に完全には準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

欧州の規制では、上場会社の連結財務諸表は EU で適用された IAS に準拠して作成されなければならないと規定されている。透明性指令(その法域では法律として置き換えられている)によると、発行者の年次財務報告書は、「IAS の規定に従って作成された監査済み財務諸表」を含まなければならないことを定めている。IAS 第 24 号第 16 項は、企業が主要な経営幹部への報酬を総額かつ以下の分類で開示しなければならないことを定めている。すなわち、(i)短期従業員給付、(ii)退職後給付、(iii)その他の長期給付、(iv)解雇給付、及び(v)株式報酬である。発行者は監査済み財務諸表内にこの情報を示していなかった。

番号: EECS/0610-12 損益計算書の表示

事業年度:2008年12月31日 論点の分野:損益計算書の表示 関連する基準書:IAS第1号 執行決定日:2009年7月1日

発行者の会計処理についての記述

発行者のグループの主たる事業は保険である。投資に関する資産運用収益を損益計算 書に表示していたが、それを2つの項目に分けていた。

つまり、「資産運用収益ーより長期の収益率」を収益に表示し、「資産運用収益の変動」 を損失に表示していた。損失は、その期間の実際の資産運用の短期収益と、より長期の 予想運用収益との差額である。収益は、「営業利益」と名付けられた小計に含まれていた 一方、損失は小計の欄外に表示されていた。

様々な資産分類から生ずるより長期の資産運用収益率の表が財務諸表の注記で開示されている。そこでは、投資収益率は毎年レビューされていて、歴史的経験及び資産運用収益率に関する現在の予想の双方を反映したものとして開示されている。

執行決定

執行者は、発行者の表示が損益計算書の表示に関する IAS 第1号の規定に準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第1号第81項(改訂後IAS 第1号第82項)では、損益計算書の表示の最低限の中身について定めている。そこではまた、そのような表示が企業の業績を理解するために目的適合的である場合の、損益計算書の追加的な表示項目、見出し、小計についても規定している。

IAS 第 1 号は、損益計算書における営業活動結果の表示方法について詳細な規定をしていないし、排除もしていない。BC 第 13 項(改訂 IAS 第 1 号 BC 第 56 項)では、企業は開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を代表するものとなるようにしなければならないと説明している。たとえ業界の慣行であったとしても、営業活動の性質を備えた項目が営業活動から除外されるとそれは誤解を与えるものとなり、財務諸表の比較可能性が損なわれることになる。

保険業界においては、短期的な資産運用収益の変動を除外した事業業績を測定することが、主要な業績評価指標(KPI)であるという根拠が示されているかもしれない。しか

し、それらの根拠の提示にもかかわらず、執行者は、実際の短期収益とより長期の予想収益を区分して表示することは、「営業」と「非営業」活動を分類している訳ではないと考えている。長期間の業績予想よりは、実際の短期収益の方が、一期間の営業活動の性質を明確に示すであろう。

番号: EECS/0610-13 資産の減損

事業年度: 2008年12月31日

論点の分野:減損テストのための割引率の決定

関連する基準書: IAS 第 36 号 執行決定日: 2009 年 8 月 14 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、のれんの減損テストのため、のれんを3つの資金生成単位(CGU)へ配分した。発行者はCGUの回収可能価額を使用価値として定義付けた。CGUの特定の割引率は市場から直接入手することができないため、発行者は加重平均資本コスト(WACC)を起点として割引率を見積った。

割引率の決定のインプットとして、負債のコストの計算においては、発行者は負債残高の特定の平均信用スプレッドを調整したリスクフリーレートを使用した。銀行は、発行者への既存の貸付の信用スプレッドを最近増加させていなかったし、銀行がそのような意図を持つような兆候は示されていなかった。発行者は追加の資金調達の必要性はなかったし、2010年より前は既存の借入金を返済する必要もなかった。発行者は2008年末の負債残高よりも高い、金融危機後の信用スプレッドを使用する理由がないと考えていた。しかし、発行者は新たな資金調達が必要であれば、新たな資金の信用スプレッドは高くなるであろうことを理解していた。

執行決定

執行者は、適用された割引率が、その要因となる市場評価を反映していないとして、 割引率の計算は IAS 第 36 号の規定に全面的に従っていないという結論を下した。

執行決定の根拠

IAS 第 36 号第 55 項は、このような状況下で適用される割引率は、現在の市場評価を反映した税引前の利率であり、(a) 貨幣の時間価値と(b) 当該資産に固有のリスクで、それについて将来キャッシュ・フローの見積りを調整していないものであると規定している。IAS 第 36 号第 56 項は、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映する利率は、企業が当該資産から獲得すると期待するキャッシュ・フローと同様の金額、時期及びリスクの条件において同様なキャッシュ・フローを生み出す投資を、投資家が選択するとした場合に、投資家が要求する利回りであるとしている。

IAS 第 36 号 BCZ 第 54 項は、「企業は将来キャッシュ・フローについて独自の見積りを行うが、割引率は、可能な限り貨幣の時間的価値に関する市場の評価を反映すべきで

あることを要求している」とも強調している。IAS 第 36 号 BCZ 第 53 項(a)によれば、回収可能価額のその後の見積りはヒストリカル・レートではなく、「資産を保有するかどうかの経営者の決定は実勢の経済状況が基になっているので、実勢レートを基にしたものでなければならない」としている。

従って、執行者は、割引率の決定にあたってのインプットは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価と当該資産の固有のリスクを反映するための、現在の信用スプレッドのレベルに基づかねばならないと結論を下した。

上記に基づく執行者の見解は、適用される信用スプレッドのインプットは、減損テスト時点の信用スプレッドの現在の市場評価を反映しなければならず、発行者が追加の資金調達を意図していない事実とは関係がないというものである。